

第 1 審査会の結論

山梨県知事が平成 21 年 2 月 20 日付けでした行政文書不開示決定処分は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成 21 年 2 月 5 日付けで、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「平成 18 年度以降 地すべり工事における、 と が発注し、下請した測量会社に関する書類。平成 18 年度以降 地すべり工事における、ポイント杭に関する書類。」の開示請求をした。

なお、ここにいう「ポイント杭」とは、不開示理由説明書に添付された別紙資料という標題の平面図に記載されている①、②及び③の杭並びに④のピン（以下それぞれ「①杭」、「②杭」、「③杭」及び「④ピン」という。）をいう。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に係る行政文書として「1 平成 18 年度以降、 地すべり工事において、施工業者である株 又は株 が測量業務を発注した業者に関する文書。2 平成 18 年度以降、 地すべり工事におけるポイント杭（赤いプラスチック杭、道路上のピン）に関する書類。」を特定し、条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、行政文書の不存在を理由とした不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 2 月 20 日付け峡南建第 7148 号をもって申立人に通知した。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成 21 年 2 月 25 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき異議を申し立てた。

第 3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、「2 平成 18 年度以降、 地すべり工事におけるポイント杭（赤いプラスチック杭、道路上のピン）に関する書類。」（以下「本件文書」という。）を不開示とした部分を取り消し、開示するとの決定

を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 山梨県土木部（現県土整備部）峡南建設事務所の担当職員は、申立人に 地すべり工事に入る前に杭を打つ旨報告した。これに対し、申立人が何の杭であるのか尋ねたところ、同職員は、亀裂が入った斜面が崩れた時の復旧のためと回答した。
- (2) ポイント杭のうち 郡 町 字 番地の土地に設置された㊤杭は、施工業者が工事に着手した平成20年4月18日から同年4月23日までの間に設置されたものであり、同年4月18日から現場の後片づけが終了した同年6月11日までの間は工事中のため、峡南建設事務所職員及び施工業者以外の者は㊤杭が設置された箇所に入り込むことができない。
- (3) 平成20年6月11日以降に行われた工事完成後の地権者立ち会い時に、申立人は、峡南建設事務所の担当職員に対して杭を抜くよう要請し、同職員は抜く旨回答した。この点に関する実施機関の説明は、当該杭については、㊤杭でなく、平成19年11月下旬に設置した測量用の木杭であると認識していた、というものであるが、工事完成時に測量用の木杭が現地に存在していないことは、平成20年6月4日付け撮影の工事完成写真（意見書添付）から明らかであり、同職員が抜く旨回答したところの杭は、㊤杭であると考えるのが自然である。そして、山梨県が設置した杭でなければ、同職員がこれを抜くと回答するはずはない。
- (4) 以上のとおりであるから、ポイント杭は平成 年度以降の 地すべり工事において山梨県が設置したものであり、このことを示す関係書類が存在すると思われる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 峡南建設事務所が平成18年度以降に実施した 地すべり工事は、平成20年1月18日付けで発注した 外砂防工事（明許）（契約番号： - ）のうち 工区に係るもの（以下「本件工事」という。）のみである。
- 2 本件工事で実施した測量は、峡南建設事務所が平成19年11月下旬に本件工事の施工予定地において直営により実施した横断測量のみである。
- 3 本件工事については、現状の法面に合わせて保護工を施工する小規模工事であり、現地に施工範囲を示す杭を設置すれば十分に施工可能と判断したため、平板測量を実施しなかった。施工範囲を示す杭として現地に設置したのは、頭部に青

いスプレーを吹き付けた木杭である。プラスチック杭や鋼製のピンは設置していない。

- 4 県土整備部では、土地の形状変更を伴わないような小規模工事で、基準点からの距離と角度を測定し構造物の位置を決める必要はないと判断される場合、平板測量を実施しないのが通例である。
- 5 実施機関において、施工業者である株式会社（以下「施工業者」という。）に対し、ポイント杭設置について照会したところ、施工業者は、ポイント杭を設置した事実はない旨回答した。
- 6 以上のとおり、ポイント杭は山梨県が本件工事において設置したものではなく、本件文書は存在しないから、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

第5 審査会の認定した事実及び判断

1 認定事実

(1) ポイント杭について

ア ポイント杭のうち㊸杭、㊹杭及び㊺杭は、頭部に青いトタン釘が打たれ、ピンク色のテープが巻かれたプラスチック杭（天部の寸法：約4cm×約4cm、頭部の色：赤、天部の標示：十字）であり、㊻ピンは、ピンク色のテープが巻かれた鋼製のピン（天部の直径：約1cm）である。

イ 上記プラスチック杭と同種の杭は、土地の境界杭又は平板測量の基準点杭として、また上記鋼製のピンと同種のピンは、平板測量の基準点杭として通常利用されるものである。

(2) 本件工事について

ア 外砂防工事（明許）（契約番号： - ）は、 工区、 工区の2工区からなる県単独工事であり、このうち 工区に係る工事が本件工事である。

イ 外砂防工事のうち 工区に係る工事は、事業執行計画に基づき実施される地すべり対策工事であるが、 工区に係る工事は、法面に崩落のおそれが生じたことから急遽対応が必要になった法面補強工事である。

ウ 峡南建設事務所は、平成20年1月18日、 外砂防工事について、施工業者と建設工事請負契約を締結した。

エ 施工業者が本件工事に着手したのは、平成20年4月18日であり、現場の後片づけを終えたのは同年6月11日である。

オ 本件工事の施工手順は、 現状の法面を清掃し整形する、 斜面上にモルタルを吹きつけるための金網を張る、 法枠用の枠を組み立てる、 モルタルを吹付ける、 法枠の格子部にロックボルトを挿入する、 というものである。

カ 峡南建設事務所が平成18年度以降に実施した 地すべり工事は、本件工事のみである。

キ 本件工事においては、用地測量が実施されなかったものと認められる。

2 判断

(1) 本件文書について

申立人の主張によれば、本件文書とは、ポイント杭が平成18年度以降の地すべり工事において山梨県により設置されたものであることを示す文書と認められるが、本件工事では用地測量が実施された事実が認められないことから、本件文書の具体的内容として、平板測量の基準点設置箇所を明示した工事用平面図（以下「工事用平面図」という。）を考えることができる。

(2) 本件文書の不存在について

ポイント杭は山梨県が本件工事において設置したものではなく本件文書は存在しない、とする実施機関の主張について検討する。

ア 本件文書の存否を確認するため、当審査会において、本件工事に係る契約関係書類が編綴されているファイル（ファイル名： 町 地内外 外（明許） (株) ）に対する調査を実施したところ、 工区の工事については、工事用平面図の存在を確認することができたが、本件工事については、横断図、展開図及び構造図があるのみで工事用平面図は存在しなかった。

イ 不開示理由説明書に添付された施工前・完成後の現場写真によれば、実施機関の主張のとおり、本件工事の施工に当たり現地に施工範囲を示す木杭が設置されたこと及び本件工事は現状の法面に合わせて保護工を施工したものであることが認められる。

また当審査会において、本件工事に類似する事案（契約番号：峡東建設事07-0212、事業名：県単独災害復旧費、工事名：坂下川県単独災害復旧工事、工事場所：笛吹市一宮町南野呂地内）に係る契約関係書類に対する調査を実施した結果、本件工事と同様、工事用平面図の存在が認められなかったところであり、この点からして、県土整備部においては、土地の形状変更を伴わないような小規模工事で、基準点からの距離と角度を測定し構造物の位置を決める必要がないと判断される場合、平板測量を実施していないと認められる。

これらの点にかんがみると、本件工事で実施された測量は、峡南建設事務所が平成19年11月下旬に本件工事の施工予定地において直営により実施した横断測量のみであり、本件工事については、現状の法面に合わせて保護工を施工する小規模工事であって、現地に施工範囲を示す杭を設置すれば十分に施工可能と判断したため平板測量を実施しなかった、とする実施機関の主張に不自

然な点は認められない。

以上のとおりであるから、ポイント杭は山梨県が本件工事において設置したのではなく本件文書は存在しない、とする実施機関の主張に特段の不自然及び不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

(3) 申立人の主張について

申立人は、峡南建設事務所による対応の経過から、ポイント杭は本件工事の施工に当たり山梨県が設置したものであり、そのことを示す関係書類が存在する旨主張する。

しかし、不存在を理由に不開示とした決定の妥当性が争われる本件では、行政文書の存否、不存在理由の合理性が審理の対象になるのであり、山梨県によるポイント杭設置という事実の存否は当審査会の判断内容に影響を及ぼすものでない。開示請求に係る行政文書について、開示請求時に現に存在しない又は過去に存在した可能性が低いと認められる場合、不存在を理由に不開示とした決定そのものに関しては、妥当と判断されることになるからである。

したがって、申立人の上記主張は採用できない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成 2 1 年 3 月 6 日	諮問
平成 2 1 年 3 月 3 1 日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成 2 1 年 4 月 2 4 日	異議申立人から意見書を受理
平成 2 1 年 5 月 2 0 日	審議
平成 2 1 年 6 月 1 7 日	審議 実施機関による口頭意見陳述 峡南建設事務所において文書探索を実施
平成 2 1 年 7 月 2 3 日	審議
平成 2 1 年 8 月 2 6 日	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	
久保嶋 正子	公認会計士	
濱田 一成	千葉経済大学特任教授	会 長
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	
水上 浩一	弁護士	会長代理